

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則第24条の規定により特定職員に準用する雇用年齢上限に係る「大学が特に認めた場合」の取扱いについて

令和8年7月31日
総長裁定制定

第1 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）第24条第1項の規定により特定職員に準用する同規程第20条第3項に規定する「大学が特に認めた場合」は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たしている場合とする。

- (1) 当該特定職員について、年度の末日の年齢が65歳（国立大学法人京都大学教職員就業規則等の一部を改正する規則（令和5年達示第44号）附則第2項附則別表の規定の適用を受ける者にあつては、当該表の規定による定年年齢）を超えて雇用する必要があること。
- (2) 当該特定職員について、雇用の日において、健康上の理由により契約期間中の職務の遂行に支障が生じる恐れがないと認められるものであること。

第2 第1の各号に掲げる要件のいずれも満たしている場合であっても、本学又は国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（平成16年達示第89号）第9条第5項に定める国立大学法人等を定年又は国立大学法人京都大学教職員早期退職規程（平成22年達示第23号）に定める早期退職（これに相当する制度を含む）により退職し、同規程による退職手当又はこれに相当する給付を受けた者であつて、その退職手当の算定の基礎となる勤続期間に、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号）第5条第1項第1号に定める一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員であつた期間を含む場合は、満65歳に達する日以後における最初の3月31日の翌日以降の雇用は認めないものとする。

第3 この取扱いに定めるもののほか、この取扱いの実施に関し必要な事項は労務担当の理事が定める。

附 則

この取扱いは、令和8年7月31日から実施する。